

2025 年度 地域子育て支援事業計画

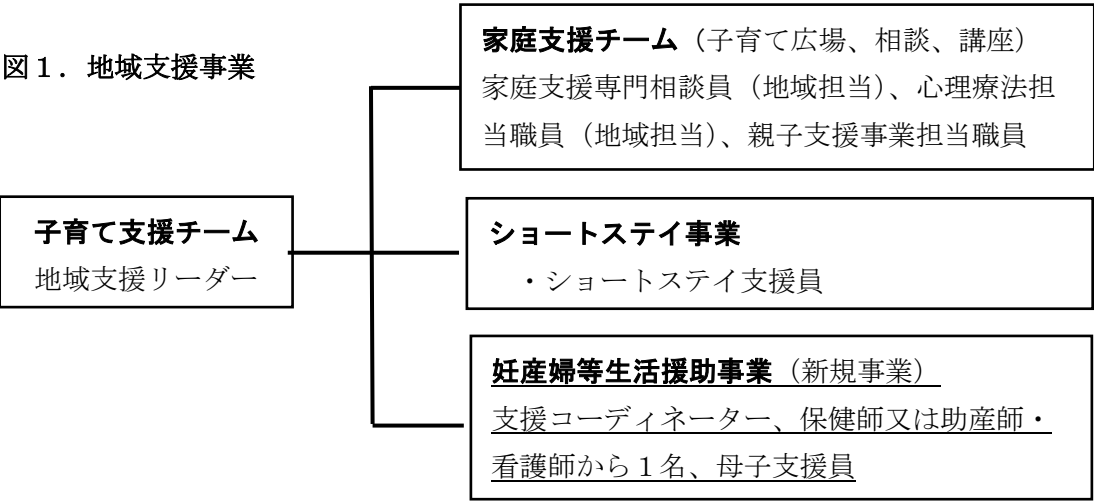
1. はじめに

法人は、中長期計画において「地域の子育て支援の取組みの拡充」、「地域貢献事業の模索」を課題に位置付けて取組みを進めてきた。

ショートステイは、昨年度、B棟を改装工事し引っ越した。乳児院の入所児と生活スペースを分離できたことで乳児院内の感染症等による受け入れ制限が不要になり受入れの安定化につながった。

東京都は家庭生活に支障が生じている特定妊婦と出産後の母子等に対する必要な支援の強化を図るための妊産婦等生活援助事業の採択数を増やして実施する。そこに乳児院が協力し貢献することで、地域からの乳児院への信頼と必要性への認識を高めることにつなげる。

2. 基本方針



（1）地域とのつながりを大切に

地域の家族が安心して利用でき、職員との信頼関係が築ける施設にしていく。

連携して取組むことでショートステイ事業、子育て支援に対する知識を深める。

（2）利用者支援

利用者（児）が安心して楽しく過ごし、元気に帰ることができるよう支援する。

保護者が安心してお子さんを預けることができるよう環境を整える。

受け入れ時やお迎え時には、保護者とのコミュニケーションを十分にとりながら子育てを共有していく。ショートステイの利用者に子育て広場の案内をする

感染症予防に努め、利用児と入所児の健康を守れるよう努める。

（3）職員の質の向上と体制の安定化

会議での情報共有などを行ない、全員が同じ対応ができる様積極的に取り組んでいく。

地域担当の家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、育児指導担当職員などと協力協働し

て事業を進めていく。

職員それぞれが視野を広げ専門性を高めていく。

(4) 地域ボランティアとの共同

地域の幅広い人的資源を活用し、地域との交流を目指す。

(5) 地域関係機関との連携・ネットワークの構築

町田市ネットワーク事業、子ども家庭支援センター、地域の子育てひろばなどとの連携に取り組む。

自立援助ホームの入所児への心理療法及び面接、職員への助言・研修・ケース検討等の支援を行う。

(6) 職員体制の整備

妊産婦等生活援助事業での配置職員と連携して子育て支援チームを新たに構成する。

独立した部署としての取組みを進めるために、引き続き地域支援リーダーを配置することで子育て支援機能全体を統括する。

(7) 事業拡大について

近隣自治体からの乳児のショートステイ等子育て支援事業の受託拡大に取り組む。

妊産婦等生活援助事業の受託を目指し近隣自治体と連携を図り準備を進める。

3. ショートステイベビー・CoCo

中長期計画において新規受託を拡大することを方針とし、近隣市の担当者と懇談した。また、マイナ保険証への切り替えに伴う対応方法を関係機関と協議し、保険証の預かり方法を確認した。

ショートステイは、利用者(児)を単に、安全安心に一定期間子どもを預かるだけでなく、この期間の中に子どもと親子をアセスメント(客観的な評価と分析)し、どのように関ることが有効かを見出し、それを子ども家庭支援センターに伝え、在宅支援の質的向上に協力する取組みが重要になる。

(1) 定員・職員配置

① 定員 町田市1人 世田谷区1人 八王子市1人

要支援家庭を対象とするショートステイ 町田市1人

② 職員配置 7人(ショートステイ支援員を含む)

(3) 利用について

① 受入れ時間及び終了時間は、9時～翌日16時30分とする

② 送迎は行わない

③ 病児は基本利用ができない

④ 対象年齢は、生後3か月から3歳未満(町田市は2歳未満)

⑤ セーフティネット機能とアセスメント機能があることを理解し、定員にゆとりがある場合、緊急の申し込みの受入れも行う

⑥ 利用児は、ショートステイ用のCoCoホームで受け入れる。

⑦ 利用後は各自治体に状況を報告する

(利用時間、利用料などの自治体間のサービスの格差の調整に取り組む。)

⑧ 日帰り利用（世田谷区） 宿泊利用に不安がある利用者の「試し利用」が目的。

（４）運営について

①地域支援会議の実施

- ・ 本事業の円滑な運営を図るため定期的を開催し、実施の状況・予定等の確認、検討を行ない内外の調整を図る。また必要に応じ臨時に開催する。
- ・ 内容については、事業の進捗状況報告、検討、特に気になるケースの情報共有、連絡協議会の報告、院内学習会の企画、提案などとする。

②ショートステイ関係者連絡会の実施

各子ども家庭支援センターと定期的に行ない本事業の円滑な運営と充実を図る。

③さらに受託自治体を増やすことに取り組む。

４．親子支援事業

自治体及び関係機関等と連携し、地域における要支援家庭、養育家庭、特別養子縁組家庭等の親子に対し、家庭訪問や電話相談、来院（子育てひろば）等により以下に掲げる支援を実施する。

- ・ 子どもの発達段階に応じた育児相談
- ・ 育児・養育、生活に関する相談支援
- ・ 子育て支援サービス等の情報提供や関係機関への接続等の支援
- ・ その他、親子支援に資する取組

（１）家庭訪問、電話相談

当院では入所児以外への子育て事業として、子育てひろばやショートステイ事業を実施している。地域の親子支援事業に係わる家庭支援専門相談員と心理療法担当職員を配置していることを生かした子育て支援に取り組んでいく。地域の要支援家庭等への相談・支援なども今後の取組み課題とする。

事業を進めていく上で必要なのは、地域の関係機関との連携の構築であり、地域の特色、子育て支援のニーズや現状を把握することである。

<目標>

- １．町田市ネットワーク会議に出席して地域での要支援家庭の把握や各機関との連携作りに努め、地域の子育て家庭の社会資源となるよう独自の家庭訪問などの支援方法を探っていく。
- ２．当院を退所した里親家庭等の家庭訪問や子育てひろばやショートステイ送迎時の保護者との対面の相談、また電話相談も行っていく。

（２）子育てひろば

自治体からの補助金は受けていないことから、当法人の独自の運営となる。その為、居住

地に縛られることなく利用が出来る。例えば、隣接する他市からの利用者、自治体を跨いで
の当院からの退所児の家庭などの利用が出来る。退所児家庭の利用に関して今はまだ多く
はないが、当院のアフターケアの場として、また地域の養育家庭、特別養子縁組家庭への見
守り支援の場としても利用できることは乳児院としても大きなメリットである。

また、乳児院の入所児の養育看護を担っている保育士や心理士、看護師や栄養士、それぞ
れの特性を活かした助言や講座を企画する。パンフレットや、掲示板で開催案内を掲示し、
木製玩具を中心に適宜おもちゃを入れ替えながら利用者が安心できる環境づくりを行なう
ことで地域の親子の居場所、交流の場としての定着を継続的に維持していく。地域に密着し
支援を行うため、地域で開催している子育てひろばとも連携をとる。

毎週火・木曜日の実施を継続し、内容の充実を図っていく。子育てひろばを開催するにあ
たり、感染症対策も配慮をして実施する。

<目標>

1. 0歳から3歳までの親子が安心して伸び伸びと遊べる場、子育てをする仲間と出会い、 分かち合える場の提供

- 気兼ねなく集える場の提供
- 子育て経験や体験を通じて、親同士が学びあえる場の提供
- 親自身が主体となれる場、人との関係性を育める場の提供
- ・子どもが遊ぶ環境を整えとともに、安心・安全に過ごせる環境づくりを行う。

2. 子育て相談が出来る場の提供

- 子育てについての悩みや相談に関して、スタッフに気軽に相談を出来る場の提供
 - ・職員は利用者を分け隔てすることなく、誰にとっても身近な相談相手であり理解者
でいなければならないことを理解し、そのように努める。また、家庭支援専門相談
員と心理療法担当職員を配置した相談体制を生かした取組みを進める。
 - ・書籍や資料などを使い、より保護者に分かりやすい説明を心掛ける。

3. 子育てに関する情報の提供

- ・町田市が発行している町田市子育てひろばカレンダーや各機関のリーフレット等によ
り、地域の子育てひろばや支援機関の情報提供を行う。また、当院が行っているシ
ョートステイに関しても、リーフレットで案内を行う。

4. 子育てに関する相談会、講座の開催

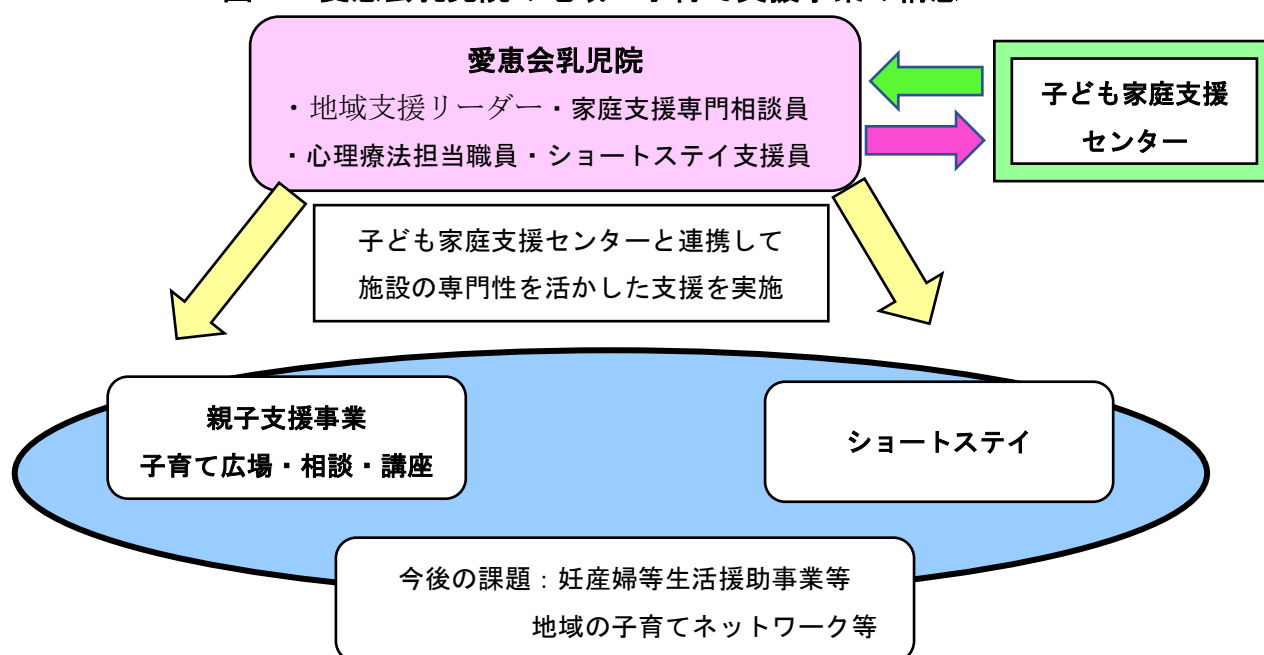
- 当院の保育士、栄養士、看護師、また外部の講師の招聘による相談会や講座の実施。
 - ・個別の悩みに対応できるような当院の専門職（保育士、看護師、栄養士）による相
談会や全体に向けた講座の開催、外部の講師の招聘による講座の開催を行うため、
ひろばに遊びに来る母のニーズを普段から察知できるように努め、よりニーズに
合ったものの企画を立案していく。
- マタニティサロンを開催する
 - 妊娠期からの切れ目のない支援を行うため定期的に月1回実施する。広報活動を

行い地域に広く周知していく。初めて利用してみようと考えている妊産婦の乳児院への不安や抵抗感をどのように軽減できるかを考え、気軽にひろばに遊びに来られるような案内や内容を探っていく。

5. 地域のネットワーク会議などとの連携強化

・地域ネットワーク会議や子育て支援広場との連携を強化していく。

図2. 愛恵会乳児院の地域・子育て支援事業の構想



妊産婦等生活援助事業

1. 事業目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

2. 事業概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
- 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
- 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
- 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
- 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援

⇒現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。

3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

ア基本分 1 か所当たり 30,250 千円 ・支援コーディネーター 1 人 ・保健師、助産師、看護師 1 人 ・母子支援員 1 人 ・個別ケース会議開催経費 ・医療機関連携費用 ・生活支援費 ・デイケア対応費	イ入居機能加算 ・宿直手当加算 1 か所当たり 1,606 千円 ・居室稼働加算 居室稼働 450 人日～900 人日の場合 1 か所当たり 6,205 千円 居室稼働 901 人日以上の場合 1 か所当たり 12,278 千円 ・居室確保加算 1 か所当たり 10,000 千円 ウ休日相談対応体制加算 1 か所当たり 1,300 千円 エ心理療法連携支援加算 1 か所当たり 887 千円 オ法律相談連携支援加算 1 か所当たり 887 千円
--	---

【補助割合】国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4